

リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月21日

1. 目的

この要領は、リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託
- (2) 業務内容 リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで
- (4) 予算額 17,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※委託料は、令和3年度に契約金額の45%（消費税及び地方消費税を含む。）、令和4年度に契約金額の55%（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

3. 担当部署

亀山市総合政策部政策課政策調整グループ
〒519-0195
三重県亀山市本丸町577番地
電話 0595-84-5123
ファクシミリ 0595-82-9685
電子メール seisaku@city.kameyama.mie.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 過去10年間（平成23年4月1日から令和3年3月31日まで）に地方公共団体が発注したリニアを活用したまちづくり計画、総合計画、都市マスタープラン等の地域振興に関する行政計画等を策定するための支援業務の受託実績を有し、かつ、当該支援業務の従事経験のある

者を本業務の技術者として配置すること。

- (4) 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する技術者を本業務の技術者として配置すること。
- (5) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (7) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5. リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和3年4月21日（水）から同年5月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 3の担当部署とする。
- (3) 交付方法 直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 交付書類 ①リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領
②リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託仕様書

6. 質問の受付及び回答

本要領等の内容に質問がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。ただし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期間 令和3年4月21日（水）から同月27日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 3の担当部署とする。
- (3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は

電子メール（着信を確認すること。）で提出すること。

※口頭での質問は受け付けません。

- (4) 回 答 受付後速やかに質問回答書として取りまとめ、亀山市ホームページに順次掲載する。

7. プロポーザル参加意思表明書等の提出

本プロポーザル参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①プロポーザル参加意思表明書（様式1）
②業務実績調書（様式2）
③会社概要（様式3）及び会社パンフレット
④配置予定技術者調書（様式4）
⑤納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）の写し
- (2) 提出部数 原本1部、副本9部
- (3) 提出期間 令和3年4月21日（水）から同年5月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 3の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

8. 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

本プロポーザルに参加意思表明した者で企画提案書等を提出しようとする者（以下「企画提案者」という）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①企画提案書（様式5及び任意様式）
②業務工程表（任意様式）
③見積書及び内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数 原本1部、副本9部
- (3) 提出期間 令和3年5月11日（火）から同月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 3の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

9. 企画提案内容

企画提案者は、リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託仕様書に基づき、次の内容を提案する。

なお、企画提案書の作成に当たり、第2次亀山市総合計画、亀山市都市マスタープラン、平成29年度リニア中央新幹線中間駅設置・開業による影響把握調査等を参考にする場合は、亀

山市ホームページを参照すること。

(1) 調査の実施方針等

本業務に対する調査体制（業務の専任性、技術者資格、配置要員）や手法等、業務遂行における実施方針について提案すること。

(2) リニア中央新幹線の整備概況等の調査及び整理の方法を提案すること。

(3) 広域的に見た亀山市の特性等の調査及び整理の方法を提案すること。

(4) リニア駅の候補地エリアの調査及び整理の方法を記載すること。

(5) リニア駅を生かしたまちづくりの可能性の調査及び整理の方法を提案すること。

(6) リニア駅を生かしたまちづくりの実現に向けた課題や対応策の調査及び整理の方法を提案すること。

10. 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 提案は、1社につき1企画案とする。

(2) 提案書は、10ページ以内（表紙を除く。）とする。

(3) 提出書類のサイズは、A4版を原則とする。

(4) 提案にあたり、概念図や出典の明示できる図表や既往成果を用いることは支障ないが、本提案のためのパース図や詳細図面を用いることは認めない。

(5) 資料の差替えや追加資料の提出は、認めない。

(6) 業務工程表については、市担当者との打合せ時期を含むこと。

(7) 見積書に記載する額は、消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額とする。契約となった場合は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって契約金額とする。

(8) 内訳書には、年度ごとに係る経費の内訳を記載するものとする。ただし、令和3年度の委託料は、消費税及び地方消費税を含む見積額の45%、令和4年度の委託料は、消費税及び地方消費税を含む見積額の55%を限度とする。

11. 受託候補者の選定等

(1) 評価の方法

本業務の受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、企画提案者が企画提案書の内容について説明（プレゼンテーション）を行い、選定委員会委員（以下「委員」という。）が評価する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

評価は、委員が次表の審査項目及び評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容、プレゼンテーション及び見積価格について総合的に評価し、最も合計点の高い企画提案書

を選定する。なお、同点の参加者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。

審査項目	評価基準	配点
1. 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績を評価する。 	10
2. 調査の実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を持つ有資格者【技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）】やリニアを活用したまちづくり計画、総合計画、都市マスタープラン等の地域振興に関する行政計画等を策定するための支援業務従事経験が豊富である等の人員体制であるか。 （業務の専任性、技術者資格、配置要員の妥当性） ・確実に業務遂行できる全体スケジュールとなっているか。 ・本業務の目的、意図、内容を理解しているか。 	30
3. リニア中央新幹線の整備概況等の調査及び整理の方法、広域的に見た亀山市の特性等の調査及び整理の方法、リニア駅の候補地エリアの調査及び整理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・東京、名古屋間の先行区間における状況を十分に調査・整理できる提案であるか。 ・本市の概況を理解し、広域的に見た本市の特性を分析するための考え方や手法が具体的に提案されているか。 ・リニア駅の候補地エリア選定を行うための調査、整理方法について、具体的、且つ専門的技術力を生かした優れた提案がなされているか。 	30
4. リニア駅を生かしたまちづくりの可能性の調査及び整理の方法、リニア駅を生かしたまちづくりに向けた今後の課題や対応策の調査及び整理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査、整理方法は、専門的技術力を生かした着眼点や創造性の優れた提案がなされているか。 ・リニア駅を生かしたまちづくりの実現に向けた課題抽出や課題解決に向けた考え方等の調査検討方法は、専門的技術力を生かした優れた提案がなされているか。 	30
5. プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の内容が具体的で分かりやすい資料となっているか。 ・説明は、分かりやすく説得力があるか。 また、質疑への応答は、明快で適切であるか。 	10

6. 経費見積	・見積額は、提案内容に比して適切なものか。	10
合計		120

(3) プレゼンテーション

- ①日時（予定） 令和3年5月27日（木）（時間は後日連絡するものとする。）
- ②場所（予定） 亀山市役所本庁舎又は西庁舎（三重県亀山市本丸町577番地）
- ③内容 提案説明（1業者）20分以内、質疑10分程度
プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。
- ④出席者 1社につき4人以内とし、本業務を担当する技術者は必ず出席し、説明を行うこと。

(4) 選定結果の通知

- ①選定結果は、選定後にプロポーザル参加者全員に通知する。
- ②審査の結果、選定しなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く。）に書面により、亀山市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。
- ③非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

12. 選定までのスケジュール

令和3年4月21日（水）	公告・募集開始
令和3年4月27日（火）午後5時15分まで	質問書受付期限
令和3年5月10日（月）午後5時15分まで	参加表明書提出期限
令和3年5月21日（金）午後5時15分まで	企画提案書提出期限
令和3年5月27日（木）予定	プレゼンテーション
令和3年6月1日（火）予定	結果通知
令和3年6月4日（金）予定	契約締結

13. 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された見積書が委託料上限額を超過している場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

14. その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (8) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (10) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) プロポーザル参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。